

GPA を用いた成績の順位付けに関する申し合わせ

(目的)

第1条 平成31年度から施行される GPA の定義の変更に伴い、GPA による学生間の成績の比較方法についてはこの申し合わせによる。

(定義)

第2条 平成30年度以前の定義による GPA を旧 GPA という。平成31年度以降の定義による GPA を新 GPA という。

第3条 任意の時点における2名以上の学生間の GPA の値を比べて順位を付けることを成績による順位付けという。

(順位付けの方法)

第4条 新 GPA が適用される学生だけに対する成績による順位付けは、新 GPA を用いて実施する。

2 旧 GPA が適用される学生だけに対する成績による順位付けは、旧 GPA を用いて実施する。

3 新旧 GPA が適用される学生が混在する場合の成績による順位付けは、新 GPA を用いて実施する。

附 則

この申し合わせは平成31年4月1日から施行する。